定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和 8 年 2 月 27 日受付分）

名称

特定非営利活動法人里地里山問題研究所

縦覧期間

令和 8 年 2 月 27 日（金）から
令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所 定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人 里地里山問題研究所と称し、略称を「さともん」とする。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県丹波篠山市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、豊かな自然と調和した人の暮らしが紡がれる里地里山を持続的に継承していくために、農山村の最も深刻な課題の一つである獣害問題の解決に向けた支援を通じて、地域に存在する豊かな「里の恵み（さともん）」をさまざまな人で共に守り、わかちあい、継承するネットワークづくりを行うことで、野生動物を含む多様な自然と持続的に共生できる地域社会の創生に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
(1)　まちづくりの推進を図る活動
(2)　観光の振興を図る活動
(3)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
(4)　環境の保全を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　情報化社会の発展を図る活動
(7)　科学技術の振興を図る活動
(8)　経済活動の活性化を図る活動
(9)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1)　地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業
(2)　獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業
(3)　地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業
(4)　獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業
(5)　獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業
(6)　里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）
(7)　人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業

(8)　農山漁村の振興に貢献する事業
(9)　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体を正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

２　前項の規定にかかわらず、総会が別に定める規則により、正会員以外の会員をおくことができる。

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会の申し出があったとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納したとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　法令、定款に違反したとき。
(2)　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上１２人以下
(2)　監事　１人又は２人
２　理事のうち、１人を代表理事、１人を副代表理事とする。

（選任等）
第 14 条　理事は理事会において、監事は総会において選任する。
２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第 15 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 16 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事は理事会の議決を経て、監事は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第 20 条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

２　事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）

第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び決算
(5)　監事の選任又は解任及び報酬
(6)　会員の除名
(7)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。

２　代表理事は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 26 条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第 27 条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 29 条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第２項、次条第１項第３号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員の現在数
(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
(4)　議長の選任に関する事項
(5)　審議事項
(6)　議事の経過の概要及び議決の結果
(7)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
３　前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　理事の選任又は解任及び報酬
(4)　入会金及び会費の額
(5)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(6)　総会に付議すべき事項
(7)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(8)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第 33 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の２以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 34 条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第 35 条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）
第 36 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第 37 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第 38 条　各理事の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第 39 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所

(2)　理事の現在数
(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
(4)　審議事項
(5)　議事の経過の概要及び議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）
第 40 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　事業に伴う収益
(5)　資産から生じる収益
(6)　その他の収益

（資産の管理）
第 41 条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）
第 43 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）
第 44 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第 45 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。
２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）
第 46 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第 47 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならな

い。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 48 条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち解散総会において選定された者に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第 52 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事　　鈴　木　克　哉

副代表理事　　布　施　未　恵　子

理　　事　　垣　内　敬　造

監　　事　　辻　直　美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立当初の正会員入会費は不要とする。

(1)　正会員　　個人　　団体

①　入会金　　１０，０００円　　３０，０００円

②　年会費　　１０，０００円　　３０，０００円

令和７年度事業計画書

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

１．基本方針

令和７年度は、（１）「地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業」に関する各自治体からの委託事業を予定するほか、丹波篠山市内で２地域（畑地区・西紀北地区）、獣がい対策支援員２名のコーディネート業務を行い、獣がい対策の推進および関係人口拡大にむけた事業を行います。また、（２）「獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業」と（３）「地域の獣害問題及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業」について、実施内容や回数、エリアをさらに拡大し、都市部からの支援者の獲得に努めます。また、さとやまカレッジを開催し全国の大学生の受け入れ、新規に「獣がい×まちづくり」コーディネート基礎講座を実施し、獣がい対策の推進のための地域支援人材の育成を行います。ほか視察やインターンの受け入れも行う予定です。また開催中の大阪・関西万博のひょうごフィールドパビリオンプログラムとして、プログラムの運営や出展 PR を行います。（４）「獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業」については、寄付つき定期便「篠来たる」の会員拡大を図るとともに、遠隔地支援型の「黒豆オーナー」の販路拡大・会員数拡大を目指します。その他、効果的な獣害対策技術・商品の普及を行います。（５）「獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業」では、昨年度から公益財団法人上廣倫理財団の助成を受けて２名の特任研究員を配置し、市民とともに調査を行い存在価値・肯定的価値を高める研究、里地里山の未来を担う人材育成に関する研究を推進していきます。また、大山小学校の依頼を受け、ふるさと教育で栽培するスイカを鳥獣から守るプロジェクトについて教育効果の検証を行います。（６）「里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）」として、旧おとわ園（こども園）を活用した子育て支援拠点施設「おとわの森子育てフィールド」の運営（補助事業）により、豊かな里地里山に恵まれた篠山における子どもの健全育成ならびに多世代交流を促進するとともに、里地里山問題解決のために子育てママや女性の活躍機会の場を促進します。また、当施設で週末のピザサークル、丹波篠山ワイルドキッズプログラムを運営し、丹波篠山市内の子育て家族や小学生が森や自然・生き物に親しみ様々な体験をする場を提供します。（７）「人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業」では、丹波篠山市内で「第８回獣がい対策実践塾」「第８回獣がいフォーラム」の企画・運営に協力し、高校生や大学生はじめ獣がい対策の新たな担い手育成のための研修会や地域を元気にする前向きな獣がい対策について理念や議論を共有する場づくりを行うほか、トライやるウィークの中学生の受け入れを行います。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施月実施回数	実施場所	対象者	収益見込（千円）
（１）地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業	丹波篠山市獣がい対策関連業務（獣がい対策支援員コーディネート）	随時	畑地区・西紀北地区	丹波篠山市民	1,200
	丹波篠山市獣害対策事業（実施隊支援）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市民	900

	大丹波地域サル対策広域協議会事業（事務局業務）	随時	丹波篠山・丹波・福知山・京丹波・南丹	管内住民	886
	市外サル用電気柵設置事業	11 月	岡山県高梁市内	高梁市住民	3,500
	市外ニホンザル調査・指導業務	随時	京都府綾部・福知山市・島根県川本町・大分県	対象地域住民	7,120
	市外獣害対策支援業務	随時	京都府・邑久光明園・その他	対象地域住民	4,100
	人材育成関連委託業務	随時	丹波篠山市内	市民	1,320
	サルイチ保守業務	随時	大丹波・伊根町・川本町	対象地域住民	1,188
（２）獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業	獣害対策研修会講師派遣	随時	全国	対象地域住民	1,000
	獣がい対策視察受入	随時	丹波篠山市内	行政・学生・市民等	700
	人材育成事業（さとやまカレッジ、獣がい×まちづくりコーディネート講座）	随時	丹波篠山市内	学生・地域おこし協力隊・企業・市民等	900
（３）地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業	黒豆オーナー制度（ファミリー・オーナー制度・農村チャレンジ、安口・川原集落の草刈り・獣害柵支援）	随時	丹波篠山市（安口・川原）	ファミリー51名 オーナー70名 ボランティア延べ700名	1,700
	川阪集落：川阪オープンフィールド・川阪のしずくオーナーの運用	随時	丹波篠山市内（川阪）	ボランティア延べ400名	1,000
	その他関係人口による地域支援等（矢代集落支援、畑地区支援）	随時	丹波篠山市内	ボランティア延べ70名	0
（４）獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業	獣害から守った農産物販売（「篠来たる」含む）	随時	Web サイト	都市住民	2,500
	獣害対策商品の販売（電気柵資材等）	随時	法人事務所	一般市民	1,500
（５）獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業	野生動物との共生および地域への肯定的価値の付与を目指した「市民調査」と「サスティナブル・ツーリズム（仮称）」のしくみづく	随時	丹波篠山市内	一般市民	0

	り				
	里地里山の野生動物や自然を学ぶための体系的教育プログラムの検討（大山小獣がい対策等）	随時	丹波篠山市内	市内小学生等	0
	里地里山を守る企画力・実践力を身に付けるためのインターンシップ制度と大学教育との連携	随時	丹波篠山市内	大学生	0
（６）里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）	おとわの森子育てママフィールド運営事業（補助事業）	週５日開園	おとわの森子育てママフィールド	子育て世代（丹波篠山市内外）	8,150
	施設管理業務	随時	おとわの森子育てママフィールド	子育て世代（丹波篠山市内外）	447
	豊かな環境を活かした子育て・子育ち支援（おとわの森ピザサークル、丹波篠山ワイルドキッズプログラム等）	月１回 随時	おとわの森子育てママフィールド／丹波篠山市内	子育て世代（丹波篠山市内外）／小学生 10 名	220
	関連団体との連携検討	随時	丹波篠山市内	子育て世代（丹波篠山市内外）	0
（７）人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業	獣がい対策実践塾・獣がいフォーラム運営企画協力	随時	丹波篠山市内	市内高校生・市民・他地域行政関係者等	0
	トライやるウィーク受入	６月	丹波篠山市内	中学生３名	0
	他先進地域の取り組み状況の把握等	随時	法人事務所、他	―	0
（８）農山漁村の振興に貢献する事業	―	―	―	―	―
（９）その他当法人の目的を達成するために必要な事業	―	―	―	―	―
受取助成金等	上廣倫理財団（里山共生学創生のための教育事業開発）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市内外	18,721
	セブンイレブン助成金（NPO 基盤強化）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市内外	3,974

３．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　2025 年６月 29 日

②理事会　　年２回

２）事務局体制

事務局長：鈴木克哉（代表理事兼任)、　事務局スタッフ：松下久美子

令和7年度　特定非営利活動に係る活動予算書

自　令和7年4月 1日
至　令和8年3月31日

特定非営利活動法人　里地里山問題研究所

科目		金額（単位：円）	
Ⅰ経常収益			
1　受取会費			
正会員	54,000		
賛助会員	200,000		
会費収入計		254,000	
2　事業収益			
（1）獣害対策及び里地里山保全活動支援事業(注1)			
丹波篠山市獣がい対策関連業務	1,200,000		
丹波篠山市獣害対策指導業務	900,000		
大丹波地域サル対策広域協議会関係業務	886,000		
市外サル用電気柵設置業務	3,500,000		
市外ニホンザル調査・指導業務	7,120,000		
市外獣害対策指導業務	4,100,000		
人材育成関連業務	1,320,000		
サルイチ保守業務	1,188,000		
小計	20,214,000		
（2）里山問題取り組み等の発信事業(注2)			
獣害対策研修会	1,000,000		
視察受入	700,000		
人材育成事業収入	900,000		
小計	2,600,000		
（3）イベント等の交流運営事業(注3)			
黒豆オーナー制度等参加料収益	1,700,000		
地域への関係人口創出事業	1,000,000		
小計	2,700,000		
（4）獣害対策商品及び農林産物等の生産・加工・販売事業(注4)			
農産物・加工品等販売	2,500,000		
獣害対策商品販売等	1,500,000		
小計	4,000,000		
（5）獣害解決等の研究開発事業(注5)			
小計	0		
（6）子育て・子育・保育事業(注6)			
おとわの森子育てママフィールド運営事業	8,150,000		
施設管理収益	447,000		
イベント収益その他	220,000		
小計	8,817,000		
（7）人と野生動物共生社会の実現事業(注7)			
小計	0		
（8）農山漁村の振興に貢献する事業			
小計	0		
（9）その他当法人の目的を達成するために必要な事業			
小計	0		
事業収益計		38,331,000	
3　受取助成金等			
上廣倫理財団（里山共生学創生のための教育事業開	18,721,727		
セブンイレブン助成金（NPO基盤強化）	3,974,160		
受取助成金等計		22,695,887	
4　受取寄付金等			
（1）寄付金	50,000		
（2）定例会収益	0		
（3）受取利息	8,000		
（4）雑収入	500,000		
受取寄付金等計		558,000	
経常収益合計			**61,838,887**

Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
人件費			
給与手当	26,000,000		
雑給	200,000		
法定福利費	3,500,000		
福利厚生費	100,000		
人件費 計	29,800,000		
その他経費			
商品仕入高	2,700,000		
外注費	1,200,000		
広告宣伝費	1,000,000		
交際費	50,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	2,000,000		
諸謝金	1,000,000		
食材費	300,000		
消耗品費	3,400,000		
支払手数料	50,000		
地代家賃	600,000		
賃借料	350,000		
保険料	60,000		
支払報酬料	900,000		
研修費	200,000		
委託費	2,000,000		
通信費	300,000		
雑費	30,000		
その他経費計	16,150,000		
事 業 費 計		45,950,000	
2 管理費			
人件費			
役員報酬	6,000,000		
給与手当	1,200,000		
雑給	0		
法定福利費	900,000		
福利厚生費	100,000		
人件費 計	8,200,000		
その他経費			
広告宣伝費	0		
交際費	50,000		
会議費	5,000		
旅費交通費	1,700,000		
食材費	50,000		
消耗品費	1,000,000		
修繕費	10,000		
水道光熱費	180,000		
新聞図書費	30,000		
諸会費	150,000		
支払手数料	500,000		
地代家賃	320,000		
保険料	200,000		
租税公課	1,500,000		
支払報酬料	1,000,000		
研修費	50,000		
減価償却費	150,000		
委託費	50,000		
支払利息	50,000		
通信費	500,000		
車両費	100,000		
雑費	20,000		
その他経費計	7,615,000		
管 理 費 計		15,815,000	
経 常 費 用 計			61,765,000
経 常 差 益			73,887
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益合計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用合計		0	
税引前当期正味財産増加額			73,887
法人税・住民税及び事業税			72,000
当期正味財産増加額			1,887
前期繰越正味財産			8,414,146
次期繰越正味財産			8,416,033

※注
（注1） 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業
（注2） 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業
（注3） 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事
（注4） 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業
（注5） 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業
（注6） 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業
（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）
（注7） 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人 里地里山問題研究所

１．基本方針

令和８年度は、（１）「地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業」に関する各自治体からの委託事業を予定します。また、（２）「獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業」と（３）「地域の獣害問題及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業」について、実施内容や回数、エリアをさらに拡大し、都市部からの支援者の獲得に努めます。また、さとやまカレッジを開催し全国の大学生の受け入れ、「獣がい×まちづくり」コーディネート講座を拡大して実施、新規に「獣がい対策プランナー養成講座」を開催し、獣がい対策の推進のための地域支援人材の育成を行います。ほか視察やインターンの受け入れも行う予定です。（４）「獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の販売に関する事業」については、寄付つき定期便「篠来たる」の会員拡大を図るとともに、遠隔地支援型の「黒豆オーナー」の販路拡大・会員数拡大を目指します。その他、効果的な獣害対策技術・商品の普及を行います。（５）「獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業」では、公益財団法人上廣倫理財団の助成を受け、丹波篠山市西紀北地区・畑地区で「豊かな農村の未来を創るモデルづくり事業」を推進していきます。（６）「里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業」として、旧おとわ園（こども園）を活用した子育て支援拠点施設「おとわの森子育てフィールド」の運営（補助事業）により、豊かな里地里山に恵まれた篠山における子どもの健全育成ならびに多世代交流を促進するとともに、里地里山問題解決のために子育てママや女性の活躍機会の場を促進します。また、新たにきらり棟を活用して「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。また、当施設で週末のピザサークル、丹波篠山ワイルドキッズプログラムを運営し、丹波篠山市内の子育て家族や小学生が森や自然・生き物に親しみ様々な体験をする場を提供します。（７）「人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業」では、丹波篠山市内で「第９回獣がい対策実践塾」「第９回獣がいフォーラム」の企画・運営に協力し、高校生や大学生はじめ獣がい対策の新たな担い手育成のための研修会や地域を元気にする前向きな獣がい対策について理念や議論を共有する場づくりを行うほか、大山小学校の依頼を受け、ふるさと教育で栽培するスイカを鳥獣から守るプロジェクトの実施、トライやるウィークの中学生の受け入れを行います。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月実施回数	実施場所	対象者	収益見込（千円）
（１）地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業	丹波篠山市獣害対策事業（実施隊支援）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市民	900
	大丹波地域サル対策広域協議会事業（事務局業務）	随時	丹波篠山・丹波・福知山・京丹波・南丹	管内住民	1,000
	市外サル用電気柵設置事業	11 月	岡山県高梁市内	高梁市住民	3,500

	市外ニホンザル調査・指導業務	随時	福知山市・島根県川本町・大分県	対象地域住民	6,410
	市外獣害対策支援業務	随時	京都府・その他	対象地域住民	5,000
	人材育成関連委託業務	随時	丹波篠山市内	市民	660
	サルイチ保守	随時	大丹波・伊根町・川本町	対象地域住民	1,188
（２）獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業	獣害対策研修会講師派遣	随時	全国	対象地域住民	1,000
	獣がい対策視察受入	随時	丹波篠山市内	行政・学生・市民等	1,000
	人材育成事業（さとやまカレッジ、獣がい×まちづくりコーディネート講座、獣がい対策プランナー養成講座）	随時	丹波篠山市内	学生・地域おこし協力隊・企業・市民等	3,000
（３）地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事業	黒豆オーナー制度（ファミリー・オーナー制度・農村チャレンジ、安口・川原集落の草刈り・獣害柵支援）	随時	丹波篠山市（安口・川原）	ファミリー50名 オーナー100名 ボランティア延べ700名	2,000
	川阪集落：川阪オープンフィールド・川阪のしずくオーナーの運用	随時	丹波篠山市内（川阪）	ボランティア延べ400名	1,000
	その他関係人口による地域支援等（矢代集落支援、畑地区支援）	随時	丹波篠山市内	ボランティア延べ70名	0
（４）獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業	獣害から守った農産物販売（「篠来たる」含む）	随時	Webサイト	都市住民	3,500
	獣害対策商品の販売（電気柵資材等）	随時	法人事務所	一般市民	1,500
（５）獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業	豊かな農村の未来を創るモデルづくり事業（上廣倫理財団助成事業）	随時	丹波篠山市内（西紀北地区・畑地区	地域住民／都市住民	0
（６）里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・	おとわの森子育てママフィールド運営事業（地域子育て支援拠点事業）	週５日開園	おとわの森子育てママフィールド	子育て世代（丹波篠山市内外）	7,349

人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	週１日	おとわの森子育てママフィールド（きらり棟）	子育て世代（丹波篠山市内）	2,624
	施設管理業務	随時	おとわの森子育てママフィールド	子育て世代（丹波篠山市内外）	447
	豊かな環境を活かした子育て・子育ち支援（おとわの森ピザサークル、丹波篠山ワイルドキッズプログラム等）	月１回随時	おとわの森子育てママフィールド／丹波篠山市内	子育て世代（丹波篠山市内外）／小学生 10 名	220
	関連団体との連携検討	随時	丹波篠山市内	子育て世代（丹波篠山市内外）	0
（７）人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業	獣がい対策実践塾・獣がいフォーラム運営企画協力	随時	丹波篠山市内	市内高校生・市民・他地域行政関係者等	0
	トライやるウィーク受入	６月	丹波篠山市内	中学生３名	0
	他先進地域の取り組み状況の把握等	随時	法人事務所、他	―	0
受取助成金等	上廣倫理財団（豊かな農村の未来を創るモデルづくり事業）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市内外	30,000
	セブンイレブン助成金（NPO 基盤強化）	随時	丹波篠山市内	丹波篠山市内外	4,000

３．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　2026 年５月（予定）

②理事会　　年２回（予定）

（２）事務局体制

事務局長：鈴木克哉（代表理事兼任）、　事務局スタッフ：松下久美子

令和8年度　特定非営利活動に係る活動予算書

自　令和8年4月 1日
至　令和9年3月31日

特定非営利活動法人　里地里山問題研究所

科目		金額	（単位：円）
Ⅰ経常収益			
1　受取会費			
正会員	54,000		
賛助会員	200,000		
会費収入計		254,000	
2　事業収益			
（1）獣害対策及び里地里山保全活動支援事業(注1)			
丹波篠山市獣害対策指導業務	900,000		
大丹波地域サル対策広域協議会関係業務	1,000,000		
市外サル用電気柵設置業務	3,500,000		
市外ニホンザル調査・指導業務	6,410,000		
市外獣害対策指導業務	5,000,000		
人材育成関連業務	660,000		
サルイチ保守料	1,188,000		
小計	18,658,000		
（2）里山問題取り組み等の発信事業(注2)			
獣害対策研修会	1,000,000		
視察受入	1,000,000		
人材育成事業収入	3,000,000		
小計	5,000,000		
（3）イベント等の交流運営事業(注3)			
黒豆オーナー制度等参加料収益	2,000,000		
地域への関係人口創出事業	1,000,000		
小計	3,000,000		
（4）獣害対策商品及び農産物等の販売事業(注4)			
農産物・加工品等販売	3,500,000		
獣害対策商品販売等	1,500,000		
小計	5,000,000		
（5）獣害解決等の研究開発事業(注5)			
小計	0		
（6）子育て・子育・保育事業(注6)			
おとわの森子育てママフィールド運営事業	7,349,000		
乳児等通園支援事業	2,624,000		
施設管理収益	447,000		
イベント収益その他	220,000		
小計	10,640,000		
（7）人と野生動物共生社会の実現事業(注7)			
小計	0		
（8）農山漁村の振興に貢献する事業			
小計	0		
（9）その他当法人の目的を達成するために必要な事業			
小計	0		
事業収益計		42,298,000	
3　受取助成金等			
上廣倫理財団（豊かな農村の未来を創るモデルづくり事業	30,000,000		
セブンイレブン助成金（NPO基盤強化）	4,000,000		
受取助成金等計		34,000,000	
4　受取寄付金等			
（1）寄付金	50,000		
（2）定例会収益	0		
（3）受取利息	8,000		
（4）雑収入	500,000		
受取寄付金等計		558,000	
経常収益合計			**77,110,000**

Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
人件費			
給与手当	35,200,000		
雑給	200,000		
法定福利費	5,500,000		
福利厚生費	200,000		
人件費 計	41,100,000		
その他経費			
商品仕入高	2,700,000		
外注費	1,200,000		
広告宣伝費	1,000,000		
交際費	50,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	1,000,000		
諸謝金	500,000		
食材費	300,000		
消耗品費	4,000,000		
支払手数料	50,000		
地代家賃	600,000		
賃借料	350,000		
保険料	60,000		
支払報酬料	900,000		
研修費	200,000		
委託費	3,500,000		
通信費	500,000		
雑費	30,000		
その他経費計	16,950,000		
事 業 費 計		58,050,000	
2 管理費			
人件費			
役員報酬	6,000,000		
給与手当	1,200,000		
雑給	0		
法定福利費	900,000		
福利厚生費	100,000		
人件費 計	8,200,000		
その他経費			
広告宣伝費	0		
交際費	50,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	1,700,000		
食材費	50,000		
消耗品費	2,250,000		
修繕費	10,000		
水道光熱費	180,000		
新聞図書費	30,000		
諸会費	150,000		
支払手数料	500,000		
地代家賃	320,000		
保険料	200,000		
租税公課	1,700,000		
支払報酬料	1,000,000		
研修費	50,000		
減価償却費	150,000		
委託費	50,000		
支払利息	50,000		
通信費	500,000		
車両費	1,750,000		
雑費	20,000		
その他経費計	10,760,000		
管 理 費 計		18,960,000	
経 常 費 用 計			77,010,000
経 常 差 益			100,000
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益合計		0	
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用合計		0	
税引前当期正味財産増加額			100,000
法人税・住民税及び事業税			72,000
当期正味財産増加額			28,000
前期繰越正味財産			8,416,033
次期繰越正味財産			8,444,033

※注
（注1） 地域が取り組む獣害対策や里地里山保全活動の支援にかかわる事業
（注2） 獣害をはじめとする里地里山問題の解決に向けた地域の取り組みや成果の発信に関する事業
（注3） 地域の獣害及び里地里山の恵みをわかちあい交流を深めるためのイベント・ツアー・交流施設等の運営に関する事
（注4） 獣害対策関連商品及び里地里山の農林産物の生産・加工・販売に関する事業
（注5） 獣害問題の解決や持続可能な里地里山づくりに関する研究開発事業
（注6） 里地里山の豊かな自然や伝統的な文化・人の営みを題材とした子育て・子育ちを支援する事業および保育事業
（地域子育て支援拠点事業、乳児等通園支援事業、小規模保育事業等）
（注7） 人と野生動物が共生する社会の実現に貢献する事業